

[様式第13号]

[特例政令適用一般競争入札]

質 疑 応 答 書

工事名 原町東部雨水幹線工事2

整理番号	
140510258	
質 問 事 項	回 答
1. 安全で合理的に工事を施工することを前提に、立坑形状の変更は技術提案として認められますでしょうか、ご教示願います。	立坑形状の変更については契約後の協議によります。 なお、簡易な施工計画の記載にあたって変更は認められません。
2. 立坑の施工方法や工法の変更は技術提案として認められますでしょうか、ご教示願います。	立坑の施工方法や工法の変更については契約後の協議によります。 なお、簡易な施工計画の記載にあたって変更は認められません。
3. 要求性能の確保を前提として、シールドセグメントの形状や継手構造の変更は認められますでしょうか、ご教示願います。	セグメントの形状については契約後の協議によります。ただし特記仕様書に示す継手方式の変更は認められません。
4. 到達立坑切り回し時の車道、歩道幅員をご提示願います。また道路管理者、交通管理者や地元住民等との協議結果により、形状や交通誘導員、施工方法に変更が生じた場合は提案日数の変更や設計変更の対象となりますでしょうか、ご教示願います。	歩道幅員は設計図面に示すとおり北側5.7m・南側5.2m、車道は3.5mの片側1車線としております。 また設計変更や提案日数の変更は、契約後の協議によります。
5. 工法に起因する騒音、振動により施工方法が変更となった場合は設計変更の対象となりますでしょうか、ご教示願います。	契約後の協議によります。
6. 掘削断面で想定されている礫径、礫率をご提示いただけますでしょうか。また実施工において礫径、礫率を含む土質条件が異なる場合、設計変更や提案日数の変更は可能でしょうか、ご教示願います。	想定する最大礫径は360mm、礫率は59%です。 また設計変更や提案日数の変更は、契約後の協議によります。
7. シールド工について、土圧式シールドから泥水式シールドなど、他の工法への変更は可能でしょうか。	契約後の協議によります。

[様式第 13号]

<p>8. 土質条件に起因した技術的課題により工法や施工方法が変更となった場合は設計変更の対象となりますでしょうか、ご教示願います。</p>	<p>契約後の協議によります。</p>
<p>9. 標準案における工程表をご提示願えませんかでしょうか。</p>	<p>工程表は提示できません。</p>
<p>10. 被災地域における労務者の状況をかんがみて、二次製品を積極的に採用することは、事業の早期供用開始を担保するために重要であると思われませんが、本体構造物の一部を工場製品に代替することは、技術提案の対象となりますでしょうか、ご教示願います。</p>	<p>本体構造物の一部を工場製品に代替することについては契約後の協議によります。 なお、簡易な施工計画の記載にあたって変更は認められません。</p>
<p>11. 「簡易な施工計画 テーマ① 細目③ 工程計画」について一次覆工の工程短縮の工夫で、シールド機長を長くするとセグメントに対する施工時荷重の増大、セグメントの損傷が懸念されますが、シールド機の構造は自由に計画可能でしょうか、ご教示願います。</p>	<p>シールド機の構造については契約後の協議によります。 なお、簡易な施工計画の記載にあたって変更は認められません。</p>
<p>12. 標準案における到達立坑での工程表、規制日数をご提示願えませんかでしょうか。</p>	<p>工程表、規制日数は提示できません。</p>
<p>13. 「簡易な施工計画 テーマ② 細目③ 工程計画」の評価基準は、施工実績を含めた実現性を伴わない工程計画も提案可能となってしまいますが、規制日数が少なければ少ないほど高評価となるのでしょうか。</p>	<p>提案どおりに履行されなかった場合には、「総合評価に関する説明書 6. その他,留意事項」に記載のとおり、工事成績調書の評定点から減点を行う場合があります。 評価方法は「総合評価に関する説明書 3. (1) 企業の評価」の表に記載された評価項目及び評価基準による評価となります。</p>

[様式第 13号]

<p>14. 当該工事は、特にシールド工において大きな問題とされる礫質地盤での施工となります。「簡易な施工計画 テーマ① 細目③ 工程計画」の評価基準は、施工実績を含めた実現性を伴わない工程計画も提案可能となってしまいますが、施工日数が少なれば少ないほど高評価となるのでしょうか。短縮日数が定量評価として、点数に反映されるのでしょうか、ご教示願います。</p>	<p>提案どおりに履行されなかった場合には、「総合評価に関する説明書 6. その他,留意事項」に記載のとおり、工事成績調書の評定点から減点を行う場合があります。評価方法は「総合評価に関する説明書 3. (1) 企業の評価」の表に記載された評価項目及び評価基準による評価となります。</p>
<p>15. 標準案で想定されているシールド機の姿図をご開示願えませんでしょうか。</p>	<p>シールド機の姿図は提示できません。</p>
<p>16. 当該工事は、小口径かつ礫質地盤での施工となります。「簡易な施工計画 テーマ① 細目① 施工課題」の評価基準は、施工実績を含めた実現性を伴わない計画も提案可能となってしまいますが、規格値が小ければ小ないほど高評価となるのでしょうか、ご教示願います。</p>	<p>提案どおりに履行されなかった場合には、「総合評価に関する説明書 6. その他,留意事項」に記載のとおり、工事成績調書の評定点から減点を行う場合があります。評価方法は「総合評価に関する説明書 3. (1) 企業の評価」の表に記載された評価項目及び評価基準による評価となります。</p>

注 1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合（見積りに必要な事項に限る。）に提出してください。会社名を記入する必要はありません。